

『洞谷記』の原形について

河 合 泰 弘

一、はじめに

『洞谷記』は、瑩山紹瑾（一二六四〜一三三五）の洞谷山永光寺（石川県羽咋市）時代の記録を中心に構成され、現在のところ、古写本系と流布本系の二系統四本の写本の存在が知られている。

古写本系のテキストは、金沢市大乘寺所蔵本（石川県立美術館委託保管。以下、大乘寺秘本）の一本のみが存在し、永亨（享）四年（一四三二）の奥書を持つ。一方、流布本系は金沢市大乘寺所蔵本（同。以下、大乘寺流布本）、石川県羽咋市永光寺所蔵本（以下、永光寺本）、駒澤大学所蔵本（以下、駒大本）の三本の存在が知られている。流布本系の

『洞谷記』の原形について（河合）

うち、成立の経緯が明らかなのは、大乘寺流布本のみであり、このテキストが流布本系最古の写本であり、永光寺本および、駒大本は後世の成立と考えられる。^{〔1〕}

これら両系統を比較すると、特に体裁において著しい相違が見られる。諸氏の考察によれば、『洞谷記』は、元来、瑩山が日頃、事に触れて感じたところなどを記した手控えを雑然と綴った、いわば瑩山の日記を、後に編集したものと考えられており、現存するいずれの写本も、後世の加筆あるいは編集の跡が見られる。

そこで本稿では、後に手の加えられている部分をできる限り抽出し、『洞谷記』が本来どのような姿であったかを、探っていききたい。

『洞谷記』の原形について（河合）

二、古写本と流布本

古写本系唯一の写本である大乘寺秘本と、流布本系最古の写本である大乘寺流布本の両写本のうち、大乘寺秘本がより『洞谷記』の原形に近いとすることは、諸氏の共通する見解である。それは、第一に文章（段落）の排列、第二に年号の表記において言われることである。

すなわち、第一の文章の排列については、本稿末尾の「大乘寺秘本の段落排列表」にあるように、年月日の順にきちんと整理されていない。それに対し大乘寺流布本の排列は、ほぼ年月日の順になっている。このことから、大乘寺秘本がより原形を保っていると考えられているのである。

第二の年号の表記については、左に記すように、四つの

	大乘寺秘本		大乘寺流布本
(1)	元亨四年甲子三月三日	(60)	同（正中元年）三月三日
(37)	元応三年辛酉正月廿八日	(19)	同（元亨元年）正月廿八日
(38②)	元応三年立春	(18)	元亨元年辛酉立春
(39)	元応三年二月四日	(20)	同（元亨元年）二月四日

段落で違いが見られる。

即ち、大乘寺秘本では、元亨四年三月三日となっているものが、大乘寺流布本では、正中元年三月三日になっている。元亨四年も正中元年ともに西暦に直すと一三二四年であり、この年の一月九日に改元がなされ、元亨が正中に改められている。同じように、大乘寺秘本の元応三年の立春から二月四日までの各段落は、大乘寺流布本では、元亨元年と表記されている。これも同じく一三二一年のこと、この年の二月三日に、元応から元亨に改元されている。

このようにみると、大乘寺秘本は、正しい年号を用いており、大乘寺流布本は、未だ改元されていない日付の記事にもかかわらず、改元後の新しい年号を用いており、後に手が加わっていることが明確である。このことから大乘寺秘本がより原形を保っていると考えられている。

しかしながら、大乘寺秘本がオリジナルそのままであるとは言い難い。それは、明らかに後世の付加と認められる文章が存在するからだ。では、どの部分がそれに該当するのであるか。このことを考えるにあたり、大乘寺秘本の成り立ちからみてみようと思う。

三、大乘寺秘本成立の経緯

古写本系唯一の写本である大乘寺秘本は、次に挙げる奥書により、成立の経緯をわずかながら知ることができる。

日本永享四年壬子卯月廿九日、申出法永寺菊堂和尚御真筆之御本而於禅昌寺監院僚而書写畢 小新戒比丘英就謹白

〔拙稿「洞谷記」二種対照(二)〕〔『愛知学院大学禅研究 所紀要』三八号、一七八頁上段)〕

これを見ると、大乘寺秘本は、新たに戒法を受けて比丘となつた英就という者が、永享四年(一四三二)に、法永寺の菊堂和尚に申し出て、禅昌寺の監院寮で「御親筆之御本」を書写したテキストであることが判る。ここで言う菊堂和尚は、恐らく石川泉法永寺三世の菊堂祖英のことで、『洞谷山永光禅寺住山之帳』(永光寺蔵)によると、永光寺の住持(輪住五五世)も務めた明峰派に属する人物である。またこのテキストが書写された場所である禅昌寺は、明峰派の流れを汲む山口県山口市の法幢山禅昌寺(一三九六年開創)であると考えられる。書写した英就については不明である

『洞谷記』の原形について(河合)

が、英就もまた、明峰派に属する人物であることは想像に難くない。⁽⁴⁾

いずれにしても、このテキストの底本は、「菊堂和尚御真筆之御本」であり、大乘寺秘本が瑩山示寂後の記録を含むことから、瑩山の真筆ではなく、菊堂和尚の書写した『洞谷記』と理解していいだろう。奥書の文面から、それをほぼそのまま書写したのが大乘寺秘本であると考えることができる。

大乘寺秘本の内容はおよそ、①瑩山の日記・随想、②侍者源祖編「瑩山禅師語録」、③明峰派と峨山派の義絶時の訴訟に関する記録の三つの部分に分類することができる。⁽⁵⁾このうち③の明峰派と峨山派の義絶時の訴訟に関する記録は、明らかに後に付加された記事であり、大乘寺秘本の編集意図を考える場合大きな鍵となる。この部分は、大乘寺秘本の末尾に記される、いわば結びの一段で、「住持職可」帯文書事 明峰派峨山派儀絶之時、管領畠山方訴訟目安」と題される、大乘寺・永光寺の明峰派と総持寺・浄住寺の峨山派が寺位と永光寺の西堂位・東堂位をめぐり争つて義絶した折に、明峰派側が領主畠山氏へ提出した訴状と、それに

『洞谷記』の原形について(河合)

対する応永二二年(一四一五)四月五日付の返状を写したものである。そして、この返状には畠山氏が大乘寺明峰派側の訴えを認めた旨が記されている。

この訴訟においては明峰派側の正当性を証拠付ける資料として『洞谷記』およびその他の文書が訴状とともに提出されたようで、これらをすべて網羅したテキストを復写したのが大乘寺秘本の底本の「菊堂和尚御真筆之御本」であると考えられる。

この訴状の中に「紹瑾遺跡所々遺付 八ヶ寺、洞谷記在_レ之」という文章が見られる。これは、瑩山の遺跡寺院八ヶ寺についての記事が、『洞谷記』に記されていることを示すものである。「紹瑾遺跡所々遺付 八ヶ寺」について述べるのは、大乘寺秘本の(76)に該当するようである。このように訴状の中に『洞谷記』という文言があるということは、この訴状は、元来『洞谷記』には含まれなかったということになる。当然ながら畠山氏からの返状も同様である。

この訴状は、峨山派がその門下の寺院である総持寺・浄住寺の寺位を明峰派の中心寺院である大乘寺と等しくする

ことの主張に対する明峰派の反論を述べたもので、大乘寺の寺位が浄住寺・総持寺と齊しくないことを論じている。その証拠として、大乘寺は、瑩山の師である徹通義介(一二一九〜一三〇九)の開闢地であり、瑩山門下の僧録である明峰素哲(一二七七〜一三五〇)に譲与した寺であることを述べている。僧録とは僧衆の録事を司る職名であるが、ここでは門下の筆頭である旨が含まれているようだ。さらにこの訴状には次のように、

其上明峰和尚者、於_レ当門下、可_レ為_二僧録_一支証并譲与之御状在_レ之、不_レ可_レ混_二浄住総持両門下_一者歟。

(拙稿『洞谷記』二種対照(三)) (愛知学院大学禅研究 所紀要』三八号、一七五頁上段)

と述べるように、明峰素哲が瑩山門下の僧録である証拠と、瑩山が大乘寺を明峰素哲に譲与したことを示す書状が存在することを示している。恐らくそれらの書状は、大乘寺秘本の末尾部分に書写されている数点の文書のことを指すのであろう。すなわち(78)「明峰和尚置文」(79)「此外諸寺事」、(81)「洞谷門下僧録御書」の三段が、それに該当するようである。そうであれば、この三段は、本来は『洞谷記』

には含まれなかったということになる。

その他の段落についてはどうであろうか。峨山派との訴訟の証拠資料として、加えられたと考えられる〔78〕〔79〕〔81〕には含まれる〔80〕は、「能州洞谷山永光寺瑩山和尚語録」と題される、侍者の源祖による瑩山の上堂語の記録である。この段は〔78〕〔79〕〔81〕のように明峰素哲の優位性を示す記事ではないが、訴訟関係の記事以外のほとんどの段が、瑩山の記したもので、しかも日記体という体裁をとっていることに対して、趣を異としている点や、大乘寺秘本の末尾部分のこの位置に排列されている点、そして、全く別の成立過程を経ている流布本系には、この段が元来存在しなかった点⁸⁾などから、本来は『洞谷記』とは別の資料であったと考えられる。

また、これらの数段の直前の〔77〕「諸門人中悉知」は、浄住寺・総持寺・光孝寺・放生寺の住持補任の基準について述べており、これも〔78〕〔79〕〔81〕のように明峰素哲の優位性を示す記事と受け取ることもできるが、この段は、前段〔76〕に付随するものようである。〔76〕は流布本系では、「山僧遺跡寺置文」というタイトルがつけられお

『洞谷記』の原形について（河合）

り、これは、永光寺をはじめとする瑩山の遺跡寺院の瑩山門下における位置付け（ランク付け）を内容とする。これらは日記体という体裁をとっていないことから、一見すると、後の付加とも考えられるが、先に述べたように、峨山派との争いにおける訴状の中で、〔76〕が『洞谷記』に存在することが示唆されており、これら二つの段は、少なくとも大乘寺秘本の底本の成立時には、『洞谷記』に含まれていたと見るべきである。

以上のことから、大乘寺秘本の末尾の五段、すなわち〔78〕〜〔83〕は、オリジナルの『洞谷記』には含まれなかったと考えるべきようだ。

四、『洞谷記』の原本

大乘寺秘本が書写されたのは、永享四年（一四三二）のことであり、その底本となった菊堂書写本の成立は、巻末部分にある訴訟の記録にある応永二年（一四一五）から大乘寺秘本が書写された一四三二年までの間であり、それは瑩山の示寂からおよそ百年後ということになる。前述したように、大乘寺秘本は、文章の排列が年月日の順になっ

『洞谷記』の原形について(河合)

ていないことや、年号の表記の正しさなどから、より原形に近いテキストであると考えられている。そして、『洞谷記』の原形は、現存するすべてのテキストの巻頭にある「洞谷記」という標題の後に、「開山瑩山記録」(拙稿『洞谷記二種対照(一)』一八九頁)とあるように、瑩山が記録した日常の出来事やそれらをめぐる雑感、いわば瑩山の日記だったと考えられる。

それではなぜ、文章排列が年月日の順になっていないのだろうか。それは瑩山の日記が、複数の冊子(綴り)または卷子に分かれていたか、あるいはばらばらのメモを何部かに分けて綴じられたものであったからだと考えられる。

「大乘寺秘本の段落排列表」を見ると、〔1〕〜〔18〕、〔24〕〜〔34〕、〔37〕〜〔43〕、〔44〕〜〔48〕、〔50〕〜〔53〕、〔55〕〜〔76〕の六つの部分のそれぞれは、若干の前後はあるものの、ほぼ年月日の順になっている。しかしながら、〔12〕〔19〕〔22〕〔31〕〔35〕〔36〕〔40〕〔54〕〔77〕〔80〕には年月日の記載がなく、〔20〕〔21〕〔23〕〔27〕〔49〕は前後の段落に比べ、著しく年月日の隔たりがある。これらのことを含み、『洞谷記』の原本となった資料の形態について、考察を

加えることとする。

〔1〕〜〔19〕

この部分は、元亨四年(一二三二)から正中元年(一二三五)の記事で占められている。若干の日付の前後はあるが、ほぼ年月日の順になっている。しかしながら〔12〕および〔19〕には年月日の記載がない。〔12〕は、「遺跡諸寺之用心置文一通継目加判形」(同、二〇三頁)とあるだけで、ここには本文が載せられていない。この置文の本文に該当しそうなものは、〔76〕〔77〕の二つの段落である。

〔76〕は「二、洞谷山者」で始まる元亨三年(一二三三)一〇月九日付の文書の写しで、流布本系のテキストでは大乘寺秘本には存在しない標題「山僧遺跡寺置文」が付せられている。そして〔77〕は、前述したようにこれに続くもので、この二つの段落で以て一通の文書とみるべきである。いずれにしても、〔12〕は、前後の数段と比べ、時期・内容・形態のどれをとっても異質の文章で、瑩山の日記とは別の文書であることは明らかであり、この一文がなぜここに排列されたのか理解に苦しむ。

考えられることとしては、もともと〔76〕〔77〕の原本と

なった一通の文書は、「遺跡諸寺之用心置文繼目加判形」と書かれた包紙に包まれていたが、瑩山が包紙を再利用し、正中二年四月から五月頃の出来事を記録するのに用いたというのである。

一方、〔19〕はどうだろうか。これは、「孝服可_レ着人々」(同、二〇六頁)と題される文章で、瑩山が弟子たちに対し自らの葬儀に著けるべき孝服すなわち喪服について示す段である。このようなことを述べるのは、やはり瑩山が自身の示寂が近いことを感じていたからと思われる。よって、これが書かれたのは、正中二年八月一五日の遷化にそれほど遑らないと考えられる。流布本系では遷化直前のことと考えたようで、瑩山遷化を記す段の直前にこの文章を挿している。このように考えてみると、大乘寺秘本ではこの文章の前に、遷化した年の記事が続いており、これはそれらに続くものと考えられる。直前の文章は、五月二〇日付の記録であるが、「次五月廿日」とあるように、後に回想して記録したものであるとも考えられるため、〔19〕が書かれたのは、一連のこの年(正中二年)の記事のうち、最も新しい七月二八日から遷化した八月一五日までの間であろう。

『洞谷記』の原形について(河合)

そして、次の〔20〕は、文保二年(二三二八)に記された記事であり、極端に異なった時期の記録となっており、このことから、〔1〕から〔19〕は、その形態は判らないが、一つに綴じられた資料であったと考えられる。

〔20〕～〔36〕

これらは、永光寺建立の由来を述べる部分である。〔24〕から〔34〕は、〔27〕〔31〕を除き、文保元年(一一三七)から翌二年の記事であり、ほぼ年月日順に排列されている。このことから、〔20〕から〔36〕は、元来、一冊(一綴)になつていたとも考えられる。しかし、〔21〕は、元応二年(二三三〇)大晦日の小参を、末尾に「元応三年辛酉孟春日記」(同、二〇七頁)とあるように、翌元旦に記した、かなり長文の記事であり、この段は綴りとは別の文書であった可能性が高い。この段には「示_二当山因由_一曰」とあるように、恐らくは、元来、独立した紙(あるいは卷子)に記されたもので、永光寺建立の由来示すという内容が共通することから、ここに挿入されたと考えられる。

また〔20〕は、文保二年(一一三一八)秋に記された、「瑩山始踏_二当山_一夜」(同、二〇六頁)で始まる偈文であり、大

『洞谷記』の原形について(河合)

乗寺流布本の底本・永光秘録には存在しなかった一段である。このことから、これは〔21〕と同様に元来独立した文書であったものが、永光寺開創前の様子を描くものとして、〔22〕から〔36〕とともに綴じられていたか、オリジナルの『洞谷記』の編集時にここに挿入されたと考えられる。

次に〔22〕〔23〕についてであるが、これは流布本系では巻頭にある「洞谷山永光寺草創記」(同、二二頁)とそれに続く段落に該当するもので、永光寺の土地が寄進された経緯を述べる部分である。その中には、寄進者が発心施与した時期を示す「正和二年壬子春」という記述がある。しかしながら正和二年(一一三二)の干支は壬子ではなく、これは正和元年の干支である。いずれにしても、前後の段落の年号とは隔たりがある。恐らく、これらが記録されたのは、かなり後になってからのことであろう。〔22〕～〔36〕の各段を見ると、日付まで明記されているものはわずかであるが、内容の上からもまとまりがあることから、土地の寄進から暫らくの間の出来事を、瑩山が後に回想して書き留めた記録の綴りが、この部分の原本になっているようである。

以上のように考えていくと、このグループの末尾にある〔35〕〔36〕は年月日の記載がないが、〔35〕は洞谷山という永光寺の山号の由来を述べる段であるし、〔36〕は寄進者の平氏女について述べる部分であり、内容の上でも〔34〕までと連続するものであることが判る。ただ、それ以前に平氏女のことを述べているのは、〔22〕および〔24〕であり、〔36〕は、本来はこのあたりに挿入すべき文章だったのでないだろうか。

〔37〕～〔43〕

この部分は、〔40〕を除き、元応三年(一一三二)の年記がある記事である。〔40〕(同、二二九頁)は、年月日の記載がない、永光寺の本尊および脇士の作成の由来を語る記事である。永光寺の本尊・脇侍については、〔66〕(同(二)、二〇三頁)に、元亨二年(一一三二)八月一六日のこととして、その安座について述べることから、〔40〕は、それよりも早い時期の記録されたものと思われる。〔40〕の前後の各三段を見ると前三段は元応三年、後三段は元亨元年の記事を載せている。元応三年は二月に改元され元亨となっているから、いずれも同じ年(一一三二)の出来事となる。そ

れ故に〔37〕から〔43〕の原本は一冊（一綴）にまとまっていたと考えられ、この段も一三二二年に書かれたものであろう。

〔44〕～〔54〕、〔67〕～〔77〕

これらの段落は〔49〕および〔54〕を除き、元亨三年の記事となっている。〔49〕（同（一）、二三二頁）は、元亨元年一月二五日付の永光寺の第二の首座である峨山韶碩の初めの乗払を述べる段であるが、前後の段落と比べ時期の差異が見られる。このことから〔49〕は前後とは全く別の記録であり、元来単独の記録であったか、他の綴りから分離してしまったものがここに混入されたのだろう。元亨元年一月二五日の日付から考えると、元亨元年一月二日付の〔41〕の直後、あるいは同年二月二〇日付の〔55〕の直前に入るべき記事と思われる。

また、〔44〕から〔48〕および〔50〕から〔53〕の年記を見てみると、〔44〕と〔50〕は「元亨三年」の年号を載せるのに対し、その他は年号を省略している。これは、原本において、それに先立つ文章があったこと示すものであろう。しかしながら、〔44〕〔45〕をみると〔44〕が後の日付になっ

『洞谷記』の原形について（河合）

ており、〔44〕は〔52〕の直前に入るべき記事である。一方、〔45〕は元来、〔44〕に続いて書かれていたものではなく、日付の上から言っても〔51〕に続くものと見ていいだろう。〔51〕は、四月八日付の記事であるが、同日の記事がもうひとつある。それは、瑩山が明峰素哲に伝衣したことを記す〔75〕である。〔51〕には、「大乘有分院首座、洞谷有分説首座、紹瑾、素哲也。」（同、二三三頁）と明峰素哲が永光寺の分説の首座であることを述べていることから、〔75〕は、〔51〕の直前に記録されたものであろう。

このように考えると、〔44〕から〔53〕および〔75〕の元亨三年の出来事を記す各段は、もとは一冊ないし二冊に綴じられていたものが、紙の破損などで幾つかの部分に分離してしまっただか、あるいは、メモ書きのようなものが綴じられずに単に重ねられていたものであり、そこに〔49〕が混入されたと推測できる。

元亨三年の記事は他にも〔67〕から〔74〕および、〔76〕〔77〕があるが、〔67〕から〔74〕は、五老峰および伝灯院の建立をめぐる記録であり、〔69〕までが五老峰、それ以降が伝灯院にかかわる記事となっている。これらは、内容か

『洞谷記』の原形について(河合)

らして、一連の元亨三年の記録とは別のつづりであった可能性が高く、しかも五老峰と伝灯院では別々に記されていたと考えられる。

なお、〔76〕〔77〕も、前項で述べたように、独立した一連の元亨三年の記事とは別の記録であったようである。

一方、〔54〕は「洞谷十境 加三小序」(同、二二四頁)と題される洞谷山永光寺の一〇の名所に対する、瑩山が詠った偈文と各名所の説明を載せる段である。これには年月日の記載がないが、勝蓮峰について述べる部分に「昔在観音堂、名勝蓮寺。破壊年久、而又立観音堂」とあるのがひとつのヒントとなる。すなわち、ここで言う再建された観音堂とは、勝蓮峰円通院のことと考えられ、それは〔60〕に元亨二年六月一八日に建立されたことを述べている(同(二)、一九六頁)。

さらには、埋死谷について述べるところでは「又名五老峰、五代祖在此谷中」(同(一)、二二六頁)とあり、「五老峰」の語が見える。五老峰の建立については、〔67〕に「元亨三年癸亥四月八日、以吉日良辰六合日、引始五老峰地」(同(二)二〇四頁)と普請の開始を述べることから、〔54〕

は一三三三年四月八以降に書かれたものであることが判る。また前後の段落を見ると、前段は一三三三年二月一日、後段は一三三二年二月二〇日の記事となっており、この段は原本においても前段の〔53〕に続くもので、一三三三年一二月か、それからあまり下らない時期に書かれたと考えられる。

〔55〕～〔66〕

これらは、元亨元年歳末から翌二年の記録である。しかしこれらの原本は、日付から見ても少なくとも〔61〕までと〔62〕以降の二つの綴りに分かれていたと考えるべきである。〔61〕は日付の記載はなく「夏始」と記されている。これは、四月のことを指すと思われる、次の〔62〕が四月三日の記事であることから、これに付随するとも考えられるが、この段のみ日付が明確ではなく「夏始」となっているのは、しばらく時間をおいてから記された記事ということではないだろうか。また、年号も「同」という表現になっており、これに先立つ文章があることを示唆している。このことから、これは直前の段の六月一八日より後に記録されたものである。

五、まとめ

『洞谷記』は、前述の訴状にある応永二三年（一四一五）八月一日には、既に成立しており、その原本となったのは、瑩山が日ごろ書き溜めた日記等の記録であったと思われる。そしてそれは雑然と綴られたりして数部に分かれたもので、必ずしも整理されたものではなかった。本稿で考察したように、あるものは綴られ、あるものはばらばらに保存されていたようである。それをあまり編集することなく書写してオリジナルの『洞谷記』が出来上がったと考えられる。

現存するテキストの中で、それに最も近い形態を有するのが古写本系唯一の写本である大乘寺秘本であろう。しかし、大乘寺秘本がオリジナルと全く同じというわけではなく、内容の上では、巻末にある訴訟関係の記事（81）（82）とそれに付随する明峰素哲の優位性を証明する記事（79）（81）（82）、「瑩山和尚語録」（80）、および奥書（83）を除いたものが、それに該当するようである。大乘寺秘本は、文章排列が未整理であることから、古い形態を保って

『洞谷記』の原形について（河合）

いとされるが、峨山派（総持寺・浄住寺）との争いにおける明峰派側（大乘寺・永光寺）の優位性を示す証拠資料として用いられたことから、若干の意図的な段落の配置替えもあるように感じられる。

特にそれは（67）以降の記事に窺われる。これらはすべて元亨三年（一三二三）の記事であり、後に付加されたと考えられる（79）以降の記事の直前に排列されている。そこには永光寺が日本曹洞宗の中樞寺院であることを示す五老峰および伝灯院の建立に関わる文章と瑩山の明峰素哲への伝衣と、瑩山の遺跡寺院のランク付けなどの記事が並んでおり、いずれも明峰派側の優位性を示す内容となっている。やはりこれらは、訴訟に有利に働くよう、意図的にオリジナルの『洞谷記』から抽出され、ここに配置されたのだろう。この年の記事はこの他にも〔44〕から〔54〕が存在し、それは少し前の位置に排列されていることから、そのように考えていいのではないだろうか。

『洞谷記』の原形について（河合）

大乘寺秘本の段落排列表

	見 出 等	年 月 日 等
(1)	元亨四年甲子三月三日、法座鍼立	一三二四年 三月三日
(2)	同二月九日、以「鬼宿」等吉日「法堂地引始	一三二四年 二月九日
(3)	同四月八日、開堂法儀次序	一三二四年 四月八日
(4)	五月十六日、為「總持寺僧堂開」出山	一三二四年 五月十六日
(5)	五月廿九日、始開「僧堂」	一三二四年 五月二十九日
(6)	七月七日、總持寺住持職、讓与碩首座峨山老一	一三二四年 七月七～二日
(7)	七月六日庚辰、額入寺	一三二四年 七月六日
(8)	正中二年乙丑四月十一日、照円觀聽「許戒法」	一三二五年 四月一日
(9)	同十二日：門「送加州宝応寺坊主職」	一三二五年 四月二日
(10)	同十五日、結夏日入院	一三二五年 四月二五日
(11)	同十四日、覚明庵主、持「参布薩籌竹」曰	一三二五年 四月一四日
(12)	遺跡諸寺之用心置文	
(13)	正中二乙丑五月廿三日、発「面願」	一三二五年 五月三日
(14)	同廿四日、先師契和尚月忌諷経	一三二五年 五月二四日
(15)	当山住次尊宿：正中乙丑初秋二日記	一三二五年 七月二日

(16)	正中二年乙丑七月廿八、溪都寺、尊道都寺、相伝戒法	一三二五年	七月二八日
(17)	同七月十六日、感瑞夢云	一三二五年	七月一六日
(18)	次五月廿日、鎮西智者、遠訪風来	一三二五年	五月二〇日
(19)	孝服可着人々	記載なし	
(20)	瑩山始踏当山夜：文保戊午秋記之	一三二八年	秋
(21)	元応二年庚申、除夜小参：元応三年辛酉孟春日記	一三三〇年	一二月三日
(22)	当山者、賀嶋郡：	記載なし	
(23)	正和二年壬子春、発心施与	一三三三(二?)年	春
(24)	文保元年丁巳、感施主志	一三二七年	
(25)	同秋八月、移此屋	一三二七年	八月
(26)	十月二日、移徙	一三二七年	一〇月二日
(27)	正和二年癸丑八月、始縛茅屋	一三三三年	八月
(28)	文保元年冬安居	一三二七年	冬
(29)	又同冬、迦羅天来	一三二七年	冬
(30)	又文保二年戊午春、光英夢	一三二八年	春
(31)	観音、当山先本尊也	記載なし	
(32)	韶碩都寺、祖溪侍者、文保貳年初夏	一三二八年	初夏
(33)	文保二年戊午夏末、自地底掘出大石	一三二八年	夏末

『洞谷記』の原形について（河合）

『洞谷記』の原形について（河合）

(34)	元応元年九月十五日、始羅漢供	一三二八年	九月十五日
(35)	子者、洞山高祖十六世之法孫	記載なし	
(36)	抑平氏女者	記載なし	
(37)	初任首座可鉄鏡禪師：元応三年辛酉正月廿八日、遷化	一三二二年	一月二八日
(38)	子者從毘婆尸仏時：元応三年立春歳旦夜	一三二二年	一月一日
(39)	元応三年二月四日、見宝積経次	一三二二年	二月四日
(40)	中尊釈迦牟尼仏	記載なし	
(41)	元亨元年辛酉、本願主海野三郎：十一月二日、受戒法名妙淨	一三二二年	十一月二日
(42)	七月廿九日、在于当山始行嗣法	一三二二年	七月二十九日
(43)	九月十五日、建宝篋印塔	一三二二年	九月十五日
(44)	元亨癸亥十月廿四日夜、寅時感夢	一三三三年	一〇月二十四日
(45)	同三年癸亥七月廿二日、又行嗣法	一三三三年	七月二日
(46)	同八月十五日、許戒法於明孤峰	一三三三年	八月二五日
(47)	同八月廿七日、任可鉄鏡遺状	一三三三年	八月二七日
(48)	同八月廿九日、証嗣球金燈	一三三三年	八月二十九日
(49)	元亨元年十一月廿五日冬至夜、頌首座始秉扨	一三二二年	十一月二五日
(50)	元亨三年四月十四日、擬小座湯而点湯	一三三三年	四月一四日
(51)	同六月廿五日、普説令行入室	一三三三年	六月二五日

(52)	臘月十日、上堂拈香	一三三三年	一月二〇日
(53)	十一日、有 _レ 僧衲被蒙頭打坐	一三三三年	二月一日
(54)	洞谷十境 加 _二 小序 _一	記載なし	
(55)	元亨元年十二月廿日夜半許、与 _二 簡首座 _一	一三三二年	一月二〇日
(56)	同廿二日夜、感夢	一三三二年	二月二日
(57)	同廿二日、予問 _二 祖忍 _一	一三三二年	二月二日
(58)	元亨二年壬戌正月十四日、願生々々年八十三	一三三二年	一月二四日
(59)	元亨二年二月廿七日、夢云	一三三二年	二月二七日
(60)	同年六月十八日、建 _二 勝蓮峰円通院 _一	一三三二年	六月二八日
(61)	同年夏始、伊勢国僧道可上坐	一三三二年	夏始
(62)	元亨二年壬戌四月三日庚子申立時、仏殿鉞立	一三三二年	四月三日
(63)	同十八日乙卯午時命時	一三三二年	四月二八日
(64)	同廿六日癸亥、氏女六合日	一三三二年	四月二六日
(65)	同八月八日癸酉、西天祇園精舎供養	一三三二年	八月八日
(66)	同十六日辛己、八月大吉	一三三二年	八月二六日
(67)	元亨三年癸亥四月八日、以 _二 吉日良辰六合日 _一	一三三三年	四月八日
(68)	即同六月四日甲子日寅時、夢予歌詠云	一三三三年	六月四日
(69)	同六月廿三日、五老峰戌亥隅、靈水涌出	一三三三年	六月二三日

『洞谷記』の原形について（河合）

『洞谷記』の原形について（河合）

(70)	元亨三年癸亥四月八日、伝灯院地引始	一三三三年	四月 八日
(71)	八月廿二日、鍼立	一三三三年	八月二二日
(72)	九月十三日、上棟	一三三三年	九月一三日
(73)	元亨三年、月次諷経始	一三三三年	
(74)	天童浄和尚、大宋紹定二年己丑七月十七日、逝	一三三三年	
(75)	元亨三年癸亥六月廿五日、哲首座立僧入室	一三三三年	六月二五日
(76)	一、洞谷山者：元亨三年癸亥十月九日	一三三三年	一〇月 九日
(77)	諸門人中悉知		記載なし
(78)	明峰和尚置文		記載なし
(79)	此外諸寺事：観心元年庚寅三月廿三日：	一三五〇年	三月二三日
(80)	能州洞谷山永光寺登山和尚語録 侍者源祖編		記載なし
(81)	洞谷門下僧祿御書云：正中二年乙丑八月一日：	一三二五年	八月 一日
(82)	住持職人可帶文書事：応永廿二年四月五日：	一四一五年	四月 五日
(83)	日本永亨四年壬子卯月廿九日：（奥書）	一四三三年	四月二九日

注

(1) 大乘寺流布本は、その奥書から、享保三年（一七一八）、大乘寺三三世知燈照玄（一六六五～一七三九）が永光寺の二室

中所伝之秘録」を底本として重輯し、「大乘寺室中之古本」と相違する字句を注として載せたテキストであることが判る。そして、この大乘寺流布本を底本として永光寺本が、さらに

は永光寺本を底本として駒大本が成立したと考えられる。詳しくは、拙稿『流布本『洞谷記』の諸本成立について』（『禅研究所紀要』二十九号、平成一三年三月）参照。

(2) 松田文雄「洞谷記について——瑩山禪師研究の資料点検——」（『宗学研究』第八・九号、昭和四一・四二年）、大谷哲夫「洞谷記」の原形についての一試論——大乘寺秘本「洞谷記」を中心にして——（『宗学研究』第一六号、昭和四九年）、竹内弘道「瑩山禪師の著作について（三）——古写本『洞谷記』と流布本『洞谷記』——」（『曹洞宗宗学研究所紀要』創刊号、昭和六三年）、高崎直道「洞谷記」管見（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二号、平成九年）など参照。

(3) 前注参照。

(4) 大谷前掲論文（一一一頁）、竹内前掲論文（七一頁）など参照。

(5) 大谷前掲論文（一〇九〜一一〇・一一二頁）、竹内前掲論文（七〇頁）参照。

(6) この訴状とその返状は次のとおりである。

住持職人可_レ帶文書事

明峰派峨山派儀絶之時、管領畠山方訴訟目安

《前略》

日本八坂戒妙西堂、建仁寺西堂也。於_二永光寺二代之時、不_レ被_レ行、近來有_二此儀。又三日、大渡前住其名智照、寒巖和尚小師也。參_二暇永平寺曇布和尚住院之時、雖_レ競_二望西

『洞谷記』の原形について（河合）

堂位、不_レ敢聽許、如_二上座位、至_二夏末任_二首座、乃_レ請令_レ住_二持永平。是則自家訓訣一介也。又中比、雲和尚之時、南禅寺西堂道英首座、於_二永平寺、竟不_レ被_レ行。

紹瑾遺跡所々遺付 八ヶ寺、洞谷記在_レ之。

日本越州永平寺、開山道元禪師。加州大乘寺者、永平三代徹通和尚開闢也。

能州永光寺者、大乘開山嫡子瑩山和尚開闢也。

淨住総持之_二二ヶ寺者、同瑩山和尚遺跡也。淨住寺者、根本瑩山和尚之悲母惠観大姉開闢也。瑩山和尚遷化之後、児孫改_二易慧観大姉、而勸_二請瑩山和尚、総彼_二二ヶ寺、混_二大乘寺、而態不_レ齊、支証明鏡也。于_レ茲從_二二門跡、被_レ申子細者、大乘寺与_二淨住総持_二二箇寺_二可_レ齊_レ位。其故者、大乘寺者、讓_二明峰和尚_二寺也。淨住総持者、讓_二与_二無涯峨山_二寺也。然則_二三箇寺共私寺也。故可_レ齊_レ位。是以難_二心得_二義也。其故大乘寺者、徹通和尚開闢地也。瑩山和尚之師匠也。豈与_二師之寺_二齊_レ位。其上明峰和尚者、於_二當門_二下、可_レ為_二僧祿_二支証_二并讓与_二之御状在_レ之、不_レ可_レ混_二淨住総持_二而門_二下者歟。上古、太源和尚総持寺当任之時、就_二永光寺_二有_二出仕。其時、帶_二赤坐具_二而云、与_二大乘寺前住_二可_レ齊_レ位。自當門下_二押_レ之間、則懸_二黒坐具_二有_二出仕。中比、光恩寺無等和尚永光寺住院時、被_二訴訟_二旨者、西堂位并_二両寺名字、就_二本寺_二可_レ被_レ行、則當門下有_二評議、不_レ被_レ行。其故、異朝如淨和尚之時、於_二天眞_二惟一西堂、不_レ被_レ行_二西堂位。

『洞谷記』の原形について（河合）

亦日本於永平寺、八坂海妙西堂并智照和尚、不被行西堂位。自上古至今、当門下、不被行西堂位、末寺名字就本寺行事、先規其例。此沙汰於法中難落居間、能州吉見殿御時、守護代属五井、而於永光寺開山塔伝燈院対決、而依理非、可有截許被報処、淨住総持両門下、起先師靈骨、捨塔頭離山、然当門下守本寺、住院二十余年。爰神保肥前入道、依為総持寺派瑞巖和尚弟子、不及已前所望西堂位名字沙汰、淨住総持之前往、就永光寺、立東堂位。加州之明峰派儀絶、而停止出仕。能州之当門下、雖不可立逢、神保守護代、而以權威、没倒寺院、可押檀那所領由、発言之間、暫失本意、立逢者也。

自畠山殿返状

自加州大乘寺、御申候四門跡寺次第并東堂位事、大乘寺方訴訟為理運至極之上者、至当国永光寺者、可打渡明峰門下之状、如件。

応永廿二年四月五日 在翰

遊佐美作入道殿

（拙稿『洞谷記』二種対照（三）（愛知学院大学禅研究所紀要）

三八号、平成二二年三月）一七四頁）

(7) 源祖については、この他には名の知れない人物である。東隆真氏は、『瑩山禅師の研究』（昭和四九年、春秋社）の中で、「源祖とは珍山源照のことであろうか、そうではないので

あろうか、はつきりしない。」（二三三頁）と述べている。『洞谷記』によると珍山は瑩山の法嗣で、四門人六兄弟の一人に数えられている。

(8) 流布本系現存最古のテキストである大乘寺流布本には、この段が存在するが、その底本となった「永光室中所伝之秘録」には存在しなかったもので、大乘寺流布本の編集時に、この段を含む七段が「大乘寺室中秘録」より書写されたことが文中に注記されている。

(9) 年月日の若干の前後があるのは、文章の排列が、その事象が起こった順ではなく、記録した順になっているからであるとも考えられる。

(10) 五老峰とは洞谷山の奥頭にある土饅頭のこと、永光寺所蔵の「洞谷山尽未来際置文」（重文）には、そこに高祖如浄の語録、曾祖道元の靈骨、師翁懐辨の血経、先師義介の嗣書、白身（瑩山）の嗣書を安置することが述べられている。また、伝灯院は、永光寺の開山堂のことで、これも如浄以下五師を祀るために建てられたものである。五老峰および伝灯院の建立は、瑩山自らが中国曹洞宗の如浄、さらには釈尊の法脈を正しく承け嗣ぎ、その中心寺院となるのが永光寺であることを示すものである。（『瑩山禅師遺墨集解説』大本山總持寺、昭和四九年、六および二二頁参照）